

「香川県動物愛護管理推進計画」新旧対照表

改正後	改正前
香川県動物愛護管理推進計画（改正案）	香川県動物愛護管理推進計画
人と動物との調和のとれた 共生社会づくり	人と動物との調和のとれた 共生社会づくり
《平成 26 年 4 月～平成 36 年 3 月》	《平成 20 年 4 月～平成 30 年 3 月》
目 次	目 次
I 概要	I 概要
1 計画の趣旨 1	1 計画の趣旨 1
2 計画の性格 1	2 計画の性格 1
3 計画の期間 1	3 計画の期間 1
4 対象地域 1	4 対象地域 1
II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題	II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題
1 普及啓発活動 2	1 普及啓発活動 2
2 犬及び猫の収容と所有者明示 3	2 犬及び猫の収容と所有者明示 3
3 動物による危害や迷惑 4	3 動物による危害や迷惑 4
4 動物を取扱う事業者 5	4 動物を取扱う事業者 5
5 動物由来感染症 6	5 動物由来感染症 6
6 災害時対策 7	6 災害時対策 7
III 計画の基本方針	III 計画の基本方針
1 計画の 3 つの柱 8	1 計画の 3 つの柱 8
○動物の適正な飼養の推進	
○動物愛護管理の共通した考え方の普及	
○連携・協働による推進	
2 担うべき役割 9	2 担うべき役割 9
○県・高松市の役割	
○市町の役割	
○県民の役割	
○飼い主の役割	
○動物取扱業者等の役割	

○歐美肺①發霉・園林園林等①發霉

IV. 具体的索取組み	
1 「動物検査機器の一員」 池向付丁の取組み	1 貨物検査機器の一員」 池向付丁の取組み
2 「動物検査機器の一員」 池向付丁の取組み	2 貨物検査機器(化粧品)池正好取扱いの推進
3 貨物の簡便化保証の実現の向上	3 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
4 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	4 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
5 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	5 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
6 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	6 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
7 子どもたちの安全な社会の実現	7 子どもたちの安全な社会の実現
8 次世代化に向けた人材育成	8 次世代化に向けた人材育成
9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
10 犯罪犯生財の対策の整備	10 犯罪犯生財の対策の整備
11 貨物運送の徹底化	11 貨物運送の徹底化
12 貨物の簡便化保証の実現の向上	12 貨物の簡便化保証の実現の向上
13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
V. 貨物の実現化向付丁	V. 貨物の実現化向付丁
1 貨物の周知及び情報提供	1 貨物の周知及び情報提供
2 貨物・機械化見直し	2 貨物・機械化見直し
3 実施計画の策定	3 実施計画の策定
4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
5 貨物運送の対策の整備	5 貨物運送の対策の整備
6 犯罪犯生財の対策の整備	6 犯罪犯生財の対策の整備
7 子どもたちの安全な社会の実現	7 子どもたちの安全な社会の実現
8 次世代化に向けた人材育成	8 次世代化に向けた人材育成
9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
10 犯罪犯生財の対策の整備	10 犯罪犯生財の対策の整備
11 貨物運送の徹底化	11 貨物運送の徹底化
12 貨物の簡便化保証の実現の向上	12 貨物の簡便化保証の実現の向上
13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
VI. 参考資料	VI. 参考資料
1 貨物の周知及び情報提供	1 貨物の周知及び情報提供
2 実施計画の策定	2 実施計画の策定
3 実施計画の策定	3 実施計画の策定
4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
5 貨物運送の対策の整備	5 貨物運送の対策の整備
6 犯罪犯生財の対策の整備	6 犯罪犯生財の対策の整備
7 子どもたちの安全な社会の実現	7 子どもたちの安全な社会の実現
8 次世代化に向けた人材育成	8 次世代化に向けた人材育成
9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
10 犯罪犯生財の対策の整備	10 犯罪犯生財の対策の整備
11 貨物運送の徹底化	11 貨物運送の徹底化
12 貨物の簡便化保証の実現の向上	12 貨物の簡便化保証の実現の向上
13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
VII. 貨物の実現化向付丁	VII. 貨物の実現化向付丁
1 貨物の周知及び情報提供	1 貨物の周知及び情報提供
2 実施計画の策定	2 実施計画の策定
3 実施計画の策定	3 実施計画の策定
4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	4 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
5 貨物運送の対策の整備	5 貨物運送の対策の整備
6 犯罪犯生財の対策の整備	6 犯罪犯生財の対策の整備
7 子どもたちの安全な社会の実現	7 子どもたちの安全な社会の実現
8 次世代化に向けた人材育成	8 次世代化に向けた人材育成
9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	9 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み
10 犯罪犯生財の対策の整備	10 犯罪犯生財の対策の整備
11 貨物運送の徹底化	11 貨物運送の徹底化
12 貨物の簡便化保証の実現の向上	12 貨物の簡便化保証の実現の向上
13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進	13 貨物取扱業者に対する適正好取扱いの推進
14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み	14 人を動物が安心できる「今」を今へ取組み

2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、香川県が、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護のあり方を具体的に示すとともに、県民、市町、動物愛護団体など、動物の愛護及び管理に関わる様々な主体が各々担う役割を明確にして、それらが連携し協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

本計画を実行するに当っては、基本指針に基づき、数値化できる指標を掲げています。

3 計画の期間

この計画は、平成26年4月から平成36年3月までの10年間とします。

4 対象地域

香川県の区域とします。

II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 普及啓発活動

平成25年6月に実施した香川県県政世論調査の結果では、動物を飼養している家庭は約40%を占め、飼養している動物の種類は、犬と猫が上位を占めています。

動物の愛護と管理についての普及啓発は、ポスターやパンフレット、動物愛護推進員等の活動により、動物の正しい飼い方や終生飼養の責務、遺棄・虐待防止などの理解が浸透はじめたところですが、動物を飼っていない方も含め、これらの動物愛護についての共通した理解が社会で形成されるよう、引き続き普及啓発を推進していく必要があります。

このためには、県民の関心にあわせて、動物の正しい飼い方の講習会などの普及啓発に係る事業をより身近な施設で展開することや、次世代を担う子どもたちへの取組みの強化など、行政や関係団体等がそれぞれの特色を生かしながら連携、協力し、教育活動や広報活動等に取り組むことが重要です。

2 犬及び猫の収容と所有者明示

県内で収容された犬や猫は平成24年度には約4,300頭と、平成18年度と比べて約70%に減少したものの、そのうちの約95%が殺処分されていること

2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、香川県が、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護のあり方を具体的に示すとともに、県民、市町、動物愛護団体など、動物の愛護及び管理に関わる様々な主体が各々担う役割を明確にして、それらが連携し協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

本計画を実行するにあたっては、基本指針に基づき、数値化できる指標を掲げています。

3 計画の期間

この計画は、平成20年4月から平成30年3月までの10年間とします。

4 対象地域

香川県の区域とします。

II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 普及啓発活動

平成19年8月に実施した香川県県政世論調査の結果では、動物を飼養している家庭は約40%を占め、飼養している動物の種類は、犬と猫が上位を占めました。

飼い主や社会に対する動物の愛護と管理についての普及啓発は、これまで、動物の正しい飼い方や終生飼養、遺棄・虐待防止などのポスターやパンフレット等を作成するとともに、犬のしつけ教室や出前講座などの参加型の事業を展開して、普及活動を行っています。

一方、これらの事業に対する県民の関心度はあまり高くないという調査結果もあり、普及啓発活動の方法について、行政や関係団体等が協働して見直すことが重要です。

2 犬及び猫の収容と所有者明示

平成18年度に県内で収容された犬や猫は約6,300頭であり、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底や不妊去勢措置の推進により引取数の減少を図る必

首先，鋼筆類動物比鱗甲蟲和口子魚的說明要詳細得多。關於鱗甲蟲的說明文字，只說它們是半水生的，而且在水裏時會用腳爬行，但沒有進一步的說明。

3 異物記之名篇書中迷蹤

景观地形单元为生态、物种的地理分布单元，约 60% 的物种以物种
为主的原因是由于生态因子。物种以生态因子为生态因子。景观
上与污染敏感性相关的结果为生态因子。物种以生态因子为生态
因子，听觉声，如风向、湿度等外在的因子与近源因子的配置不足为生态
因子，最近不过距离 5 公里内，生物多样性、生物多样性、生物多样性
在生态、人类活动物、森林的被害者在生物多样性、生物多样性、生物多样性
在生态、最近不过距离 5 公里内，生物多样性、生物多样性、生物多样性
为生态因子。

3

增加这些必要功能的诉求。

44 教育家取扱い事業者

4 素養事徵錄之藝術

第六、實驗動物之產業動物採取之報章者為之法、動物之繁殖及管理的
觀點亦為正確管理它們及醫藥之必要方法也。第七、

1/2 茄子用美乃滋与沙拉酱拌匀

5 動物由来感染症

人と動物との調和のとれた共生社会づくりには、人と動物の共通な感染症などから互いに健康を守らなければなりません。日本では、昭和 33 年以降に狂犬病の国内感染はありませんが、海外においては現在も発生が続いており、平成 25 年には、清浄国であった台湾で狂犬病の侵入が確認されました。また、鳥インフルエンザなどの新興感染症についても、近隣の国で発生が続いている。それらの予防対策としては、まず、県民が人と動物の共通な感染症についての正しい知識を持つことが重要です。

のことから、動物との関わり方や健康に関する相談窓口の設置、動物由来感染症についての正確な情報の発信や普及啓発の拠点づくり等を進める必要があります。

6 災害時対策

平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災では、避難時の動物の飼養管理や放浪動物等の救護について、平時の災害時に対する備えの重要性が再認識されました。飼い主の多くは、災害時に備えた対策を行っていないのが現状です。

地震等の災害時において、県民が動物のことで不安に思うことは、動物の避難場所や施設の確保、逃げ出した動物による被害などとなっています。香川県では、動物の災害対策に係る協定を関係団体等と締結していますが、今後はこれらの協定に基づく措置が関係機関との連携協力のもと迅速に行われるよう、地域性・災害の特性に応じた体制を構築していく必要があります。

III 計画の基本方針

1 計画の 3 つの柱

この計画の各施策は、

- 動物の適正な飼養の推進
- 動物愛護管理の共通した考え方の普及
- 連携・協働による推進

を 3 つの柱として作成しています。

○ 動物の適正な飼養の推進

動物の適正な飼養は、動物の健康と安全を守り、動物による人への生命等への危害及び迷惑の防止など、動物が「家族の一員」から「地域・社会の一

5 動物由来感染症

人と動物との調和のとれた共生社会づくりには、人と動物の共通な感染症などから互いに健康を守らなければなりません。国内においては、古くは昭和 32 年まで狂犬病の発生が、最近でもオウム病、腸管出血性大腸菌 O157 など動物とのふれあい施設での感染例がありました。それらの予防対策としては、まず、飼い主が人と動物の共通な感染症についての正しい知識を持つことが重要です。

のことから、動物の飼い方や健康に関する相談窓口の設置、動物愛護情報の発信や普及啓発の拠点づくり等を進める必要があります。

6 災害時対策

地震等の災害時において、県民が動物のことで不安に思うことは、動物の避難場所や施設の確保、逃げ出した動物による被害などとなっています。これらの不安を解消するため、平常時から地域に合った災害時の対策に繋がるような取組みを行う必要があります。

III 計画の基本方針

1 計画の 3 つの柱

この計画の各施策は、

- 動物の適正な飼養の推進
- 動物愛護管理の共通した考え方の普及
- 連携・協働による推進

を 3 つの柱として作成しています。

○ 動物の適正な飼養の推進

動物の適正な飼養は、動物の健康と安全を守り、動物による人への生命等への危害及び迷惑の防止など、動物が「家族の一員」から「地域・社会の一

○ 勵物愛護管理の共通ルネガード方の普及
人に対する知識の醸和のため生徒会で「人を実現する力」の講話、勵物の醸和教育の意味が何であるか、学校、地域、家庭等における取り組みについても講話を行った。また、この講話は、生徒会によるものであり、主に生徒会員が行なったものである。

① 重標：斷側江主子之堆進
動物記錄多圖題材，地城記需著江主子的水5、流域的水電的水下標名下部
多（）人水關保江主子。江主子水5、水電的水電的水下標名下部
發割空明確江主子。江主子水5、水電的水電的水下標名下部
密側水制空堆進江主子。

2. 技巧之零費制
人世動物之謂和①上机尤共生社會△△△△△、
其機器次之謂制零相△△△△△。

○ 崇・中核市の復創　県立動物園の整備と管理の方向性を示し、情報発信等公域の復創企画に着手。県立動物園の整備と管理の方向性を示し、情報発信等公域の復創企画に着手。中核市
県立・市町公民園園区等の地域化計画組み立て等が実施された。中核市
其の後は、市町公民園園区等の地域化計画の実施が進む。中核市

原民の發掘

算出結果、子の地質学的構造は、(開拓範囲内)の相互接觸を認め、(0)相互通聯を認め、
果て市町、關係田舎等の活動区域は、(開拓範囲内)の相互接觸を認め、(0)相互通聯を認め、
物と(開拓区域)の共生社会に(0)向付努力が必要である。

○ 品民の發刊

○ 市町の役割
市町は、地域に密着した問題解決のため、老朽化した基础设施の整備に取り組んでいます。また、災害時対策における重要な役割を果たすとともに、地域住民との連携・支援が重要です。

市町の役割 ○

○ 墨・葛林市の復興
具体的な復興策の方向性を示し、情報発信等公域の復興策を相手に意見交換会を開く。
中核市である葛林市は、県の復興交付金の地域的分担割合が最も多く

○ 岐・高松市の發掘

人之動物之體和之文化共生社會之以也。文化之為物次第發創發相

2 地圖大覽

動物記錄多用題材，地圖也需著之於書之內，區域的名稱多用它標示。植物的名稱多用它標示。植物的名稱多用它標示。植物的名稱多用它標示。

○ 通鑑·周幽王之難

- 财物受讐管理の共通ルネガードの普及及人材開発の調和の共生社会へ△実現するためには、財物の開発主導的役割、公的資源の整備と監理の強化が求められる。

○ 勵物愛護管理の共通ルネッサンスの方の普及及

圖1-27《愛特大紀念》在地圖上標出的主要責任區是中國的主要責任區。這三塊土地在之後的過程中發揮了重要作用。

○ 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに、法律を守り、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任があります。

○ 動物取扱業者の役割

動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守することはもちろんですが、自らが動物の飼養者としての責任を果たし、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスをすることによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

○ 獣医師の役割

獣医師は、動物の疾病的予防や治療に携わるだけでなく、その専門的知識を活かし、動物由来感染症対策など人の健康を守る上においても重要な役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。

○ 関係団体等の役割

動物に関わる団体等は、県や市町のパートナーとして、動物愛護管理施策への協力や独自の事業の実施を通して、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していく役割を担います。

IV 具体的な取組み

「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」の実現に向け、この計画の基本方針に沿って、飼い主への取組みと社会への取組みを進めます。

このため、飼い主への取り組みについては、「動物は家族の一員」として共に暮らすとともに、飼養する動物が地域で受け入れられるよう、「動物は地域の一員」をテーマに施策を推進します。また、社会への取組は「未来」に向けての取組と、「今」をつくる取組みをテーマに施策を推進します。

1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

施策 1 終生飼養の推進

○ 動物の適正な飼養の推進

安易な気持ちでの動物の飼養や野生動物への安易な接触の抑制、そして飼

○ 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに、法律を守り、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任があります。

○ 動物取扱業者等の役割

動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守することはもちろんですが、自らが動物の飼養者としての責任を果たし、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスをすることによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

○ 獣医師の役割

獣医師は、動物の疾病的予防や治療に携わるだけでなく、その専門的知識を活かし、動物由来感染症対策など人の健康を守る上においても重要な役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。

○ 関係団体等の役割

動物に関わる団体等は、県や市町のパートナーとして、動物愛護管理施策への協力や独自の事業の実施を通して、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していく役割を担います。

IV 具体的な取組み

「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」の実現に向け、この計画の基本方針に沿って、飼い主への取組みと社会への取組みを進めます。まず、飼い主への取組みは、「動物は家族の一員」として共に暮らす、そして、飼養する動物が地域で受け入れられるよう「動物は地域の一員」をテーマに、また、社会への取組みは、次世代へ引き継ぐ「未来」、災害や感染症など不測の事態に備える「今」をテーマに進めます。

1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

施策 1 安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底

○ 動物の適正な飼養の推進

安易な気持ちでの飼養の抑制、野生動物への安易な餌付けの抑制を図るた

○ 次に手の骨盤を観察

更重要的是它必须、同时必须更谨慎地选择，这样才能在大病中治疗病人。

動物的種類比你（在所有者顯示的方語中，動物的靈魂之迷子的防止对策之）比你（比你）有効性120%以上。

◎ 所有者明示の方法が必要性の旨及
施策第2 所有者明示(個体識別)措置の推進

○ 放容乞儿乞丐，藉的撒撒率的同上
○ 萧山界上高桥市办施力工行。○ 1935年萧山区的撒撒率在同上等地名之旁
○ 医院、警察局、邮局、图书馆、博物馆、公园等之重地。强力体制等之
○ 1935年萧山区的撒撒率在同上等地名之旁

命ある動物の終生開発の大切さの共通認識を形成され、遺傳・虐待・暴力による問題も影響で社会に大きな影響を与えることから、禁止する法的措置が求めます。

- 不好去舞指墮的推進

共产党国际本部之所谓“民族化”是根本错误的。

（六）動物的種類依通令頒佈之辦法所列之動物為之，動物的買賣、販運及生動物之繁殖方法由本部定之。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

第10章 Java的擴展機器

重要环节上必须把关，才能确保整个工程的质量。因此，在施工过程中，必须严格遵守操作规程，认真执行质量标准，做到精益求精，确保工程质量。

- 所有者声明书の方法による要件の書類
- 國際化された地図上の重複を強化し、普及及啓發工作、その効率化に貢獻する
- 内容は手法を取り入れる上、動物の種類は常に所用者声明書の方針に
- 動物の繁殖を禁止する上、効果的であるが、その効率性の優越を図り、所

○ 所有者声明書（個体識別）指掌の確認

力体制创新强化论、生态论、普惠论以及收入分配论等在学术上也取得一定成果。

○ 収容者比率・累積離率、退職率の向上

命ある動物の終生開塞の大原さの共通體藏毛皮に覆面を付けておれば、運搬物の搬運、虐待等による強制力強化を施したものの開拓団が、警察等

为患者减少感染途径，预防交叉感染。护士、不轻易接触患者，减少接触的必要性。

L、这五点，特定事物的圆点记忆法，适合遵守宗教规范者，负责记录的助止老图与占卜、監視·指導它行之有效。

(1) 基本功练习：通过正反圆与之上的做底空回转练习，训练物以底之支撑稳定性。

動物の飼い主に対し、マイクロチップによる個体識別の有用性を広めるため、獣医師などとの連携により、パンフレット等を配布するなど普及啓発を進めるとともに、マイクロチップリーダーの配備等の基盤整備を検討します。

2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

施策3 動物の飼養に係る地域での理解の向上

飼い主のいない犬や猫、野生動物への安易な餌付けに起因する地域の迷惑問題を解決するには、住民がそれぞれの立場を理解して、地域の実情に合ったルールを作り、実行することが必要です。

県は、動物による人への迷惑や危害の防止及び生活環境の保全を図るためにガイドラインを作成し、関係団体や市町と協働しながら、地域におけるルール作りを支援します。

施策4 動物取扱業における適正な取扱いの推進

動物取扱業者は、動物の適正な飼養を社会全体に広め定着させることに対して、動物の取扱いのプロフェッショナルとしての役割と責任を有しています。

動物取扱業者が動物の飼養に関して県民の手本となり、飼い主の相談窓口の一つとして、その役割と責任が担えるよう責任者研修等を通して指導、助言をしていきます。

また、動物愛護管理法改正の趣旨を踏まえて、犬猫等販売業者及び特定動物を取り扱う動物取扱業者が、より厳格に法令を遵守するよう、指導・監視を実施します。

施策5 実験動物の適正な取扱いの推進

研究機関等の実験動物飼養状況について、関係機関等と連携して把握するとともに、「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）や飼養保管基準等の普及啓発により施設管理者による適正管理を推進します。

また、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を提供するとともに、災害時・緊急時の対応について検討するよう施設管理者に働きかけます。

施策6 産業動物の適正な取扱いの推進

動物の飼い主に対し、マイクロチップの有効性を広めるため、獣医師などとの連携により、パンフレット等を配布するなど普及啓発を進めます。

2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

施策3 動物の飼養に係る地域での理解の向上

野生動物を含む全ての動物による人や環境への迷惑や危害を防止するためのガイドラインの作成や、地域住民がそれぞれの立場を理解し、その地域にあったルール作りができるよう市町と連携して支援していきます。

施策4 動物取扱業における適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、動物の適正な飼養を社会全体に広め定着させることに対して、動物の取扱いのプロとしての役割と責任を有しています。

動物取扱業者が動物の飼養に関して県民の手本となり、さらに、飼い主の相談窓口の一つとして、その役割と責任が担えるよう責任者研修等を通して指導、助言をしていきます。

施策5 実験動物の適正な取扱いの推進

研究機関等の実験動物飼養状況について、関係機関等と連携して把握するとともに、「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）や飼養保管基準等の普及啓発により施設管理者による適正管理を推進します。

施策6 産業動物の適正な取扱いの推進

人之動物的「未來」從何得之？

◎ 藝物由來感染症之關于知識的普及醫護
施第9 藝物由來感染症对策の推進

人之動物為衷心之德名「今」老刀之取組亦

據第 8 次世代化面向計畫的人材需求
推動物靈能推進員(111工科、研修)實施之資訊供應進行、活動的支援及
營運之需求。推動物靈能推進員(111工科、研修)實施之資訊供應進行、活動的支援及

◎ 藝物由來感染症之關于知識的普及醫護
施第9 藝物由來感染症对策の推進

4 人已漸物勿安心亦善矣 [今] 卷之三取錄文

概要 8 次世代化向付ての入材育成
概要 9 人乞勧物力安心立志の「今」乞CD[△]の取組み
概要 10 地域住民と直接関わる市町の勧物愛護管理関係担当者立志乙、
研究会等充開催する方々、地域乙の勧物愛護管理研究会幹事立志乙、
△支援ル求す。

4 人已漸物勿安心亦善矣 [今] 卷之三取錄文

據統計，全世界有 10 億人材會成爲數學家、物理學家、化學家、天文學家、地質學家、生物學家、醫學家、工程師、農業科學家、地理學家、歷史學家、哲學家、文學家、音樂家、藝術家、作家、演員等。這就是說，數學在各個領域都有廣泛的應用。

○ 動物由来感染症実態調査の実施

動物由来感染症を含む人と動物との共通感染症に関する調査を実施します。

○ 動物由来感染症に関するガイドラインの作成

狂犬病など動物由来感染症発生時の対策についてのガイドラインを作成し、県、市町など関係機関の連携体制を整備します。

施策 10 災害発生時の対策の整備

○ 飼い主への災害時対策についての普及啓発

飼い主責任を基本とした同行避難が行われるように、香川県・高松市が作成した「あなたとペットの災害対策ハンドブック」を活用しながら、ケージや餌の確保、所有者明示をはじめとした、平常時からの備えについての普及啓発を進めます。

○ 災害発生に備えた連携体制の構築

東日本大震災を教訓に、地域防災計画や関係団体と結んだ協定をもとに連携体制を構築します。

そのために、動物の保護施設等のあり方や被災動物の救護等の対応モデルとして、動物救護マニュアルや避難所での動物受け入れに関するガイドラインを作成し、市町のペット同行避難者の受け入れ体制の整備や獣医師会、動物愛護団体との協働による活動等が促進されるよう支援します。

施策 11 動物愛護管理の拠点づくり

動物愛護に関する普及啓発、教育事業、譲渡・返還のための動物の飼養管理、動物由来感染症に係る調査研究などが推進できる拠点施設の整備について、香川県と高松市で設置した協議会において検討します。

実現に向けての指標 (数値目標)

- 平成 35 年度の犬、猫の引取り数を、平成 16 年度比で 75% 減
- 平成 35 年度の犬、猫の返還・譲渡数を、平成 25 年度比で倍増
- 平成 30 年度の犬、猫の所有者明示の実施率を、平成 25 年度比で倍増

○ 動物由来感染症実態調査の実施

動物由来感染症を含む人と動物との共通感染症に関する調査を実施します。

○ 動物由来感染症に関するガイドラインの作成

狂犬病など動物由来感染症発生時の対策について、ガイドラインを作成し、県、市町など関係機関の連携体制を整備します。

施策 10 災害発生時の対策の整備

○ 災害時対策ガイドブックの作成

市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体と連携・協力して、災害時対策のガイドブックを作成し、飼い主の平常時からの備えとして、所有者明示をはじめ、ケージや餌の確保などについての普及啓発を図ります。

○ 災害発生時の対応

災害時における動物の保護施設等のあり方、被災動物の救護、避難所等での動物の取扱いなどの対応モデルとして、地域防災計画や動物救護マニュアルを示し、市町の取組みや獣医師会、動物愛護団体との協働による活動が促進されるよう支援します。

施策 11 動物愛護管理の拠点づくり

動物愛護情報の発信、普及啓発活動、相談窓口の設置や、関係団体の人材育成、研修の場としての必要性や重要性にかんがみ、県民が利用しやすい基幹施設として、現存の香川県動物管理指導所のあり方検討を含め、動物愛護管理に関する専門的、中核的な拠点づくりを進めていきます。

実現に向けての指標 (数値目標)

- 犬、猫の引取り数を 10 年間で半減
- 飼養する動物の所有者明示の実施率を 5 年間で倍増

V. 訃画の実現化問題

1. 訃画の固知及び心情報提供

乙の詁画を市町、園林機關及び園芸園体化通知事務記入書類、公報紙、本
一の詁画市町、園林機關及び園芸園体化通知事務記入書類、公報紙、本
一大一小等の本の公報紙民化通知、詁画に対する理解力が得られること
が容易です。

2. 実施計画の策定

重点として定めた実施計画を毎年策定し、具体的な施策を実施していく
ことをす。

3. 訃画・施設化見直し

本計画の達成状況は、香川県動物愛護推進議会による評価・施設を行
います。

本計画の達成状況は、香川県動物愛護推進議会による評価・施設を行
います。

4. 訃画・施設化見直し

果た、議院会の定期的な評価・施設の結果と今後の社会情勢の変化等を踏
まえ、5年後を目途に動物愛護管理推進計画の見直しを行います。